



2026 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

(経過開示) 当社株主による新株予約権無償割当ての差止めの

仮処分命令申立ての結果に関するお知らせ

2026 年 8 月 21 日付「当社株主による新株予約権無償割当ての差止めの仮処分命令申立てに関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社が 2026 年 8 月 3 日付の取締役会において決定いたしました第 1 回 A 新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）について、2026 年 8 月 17 日に、当社の株主である前俊守氏は、本新株予約権無償割当ての差止めの仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。

本申立てに関して、東京地方裁判所は、2026 年 9 月 11 日に、本申立てを却下するとの決定をしましたので、お知らせいたします。

当社は、2026 年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定および臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」（2026 年 8 月 10 日付「(訂正)「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定および臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」の一部訂正について」に記載の訂正内容を含めて、以下「2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリース」といいます。）でお知らせしましたとおり、予定どおり、本日を無償割当ての基準日として、本新株予約権無償割当てを行う予定です。

本申立てについて東京地方裁判所が説示した却下決定の理由の概要は以下のとおりです。

1. 本新株予約権無償割当ては、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の要件を満たすものであること
2. 本新株予約権無償割当ては、本特定株主グループ（注）が、互いに金融商品取引法上の共同保有者に当たることを秘して、大量保有報告規制を潜脱することにより、一般投資

家の利益を害するのみならず、本特定株主グループ(注)を除く当社の株主についても、大量保有報告規制が趣旨とする会社支配権に関する情報の確保の侵害という意味における株主共同の利益が害されることを阻止するために、全体として必要かつ相当な差別的取扱いにとどまるというべきであるから、会社法 109 条 1 項に定める株主平等原則に違反するとは認められないこと

3. 上記 1. および 2. に照らせば、本新株予約権無償割当ては著しく不公正な方法により行われるものとも認められないこと
4. 上記 1. 乃至 3. を踏まえると、会社法 247 条 1 号および 2 号の類推適用に基づく本新株予約権無償割当ての差止め請求権を被保全権利とする本申立ては理由がないこと

(注) 2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリースでお知らせしたとおり、当社取締役会が共同協調行為に該当する行為が行われていることを認定した、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社 YN 企画、情報システム販売株式会社、合同会社 Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社 TM フィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンド S P 4 号有限責任事業組合、合同会社 トイテラス、羽生忍氏、成田帝氏を指します。

以上